

第一章 イラン・イスラーム共和国における選挙制度と政党¹

松永 泰行

1. 革命後イランの選挙制度

2002年現在、イラン・イスラーム共和国においては、大統領選挙、国会選挙、指導部専門家会議選挙、地方評議会選挙の4種類の選挙が実施されている。大統領選挙については、1980年1月以来8回、国会選挙については、1980年3月以来6回、指導部専門家会議選挙は、1982年12月以来3回実施されており、1999年2月には革命後初めて地方評議会選挙が実施された。これに加え、1979年3月に政体（「イスラーム共和制」）選択のための国民投票、1979年8月に憲法制定専門家会議の選挙、1979年12月と1989年7月には、それぞれ憲法批准と憲法改正案承認に関する国民投票が実施されている。従って、1979年2月の革命成立後2002年2月現在まで、（国会の補欠選挙を除いて）全22回の選挙が実施されてきていることになる。

後述するとおり、これらの選挙における被選挙人（entekhab-shavandegān）資格はそれぞれにおいて異なるが、選挙人（entekhāb-konandegān）は、満15歳以上のイラン国籍を有する（正気の）男女全てである。選挙人の最低年齢は、革命直後に満16歳と設定され、革命前の水準（20歳）より既に飛躍的に拡大していたが、イラン・イラク戦争中の1984年に、さらに満15歳に引き下げられた。その後1997年の大統領選挙で、若年層の投票が改革派（イスラーム左派）候補に集中したことを受けて、保守派が多数派を占めていた第5期国会によって、1999年に満16歳に引き上げられた。しかし改革派が多数派を占めた第6期国会によって、2000年11月に再び15歳に引き下げられ、2001年6月に実施された第8期大統領選挙および国会補欠選挙より適用されている。

投票に際しては、シェナースナーメ（shenāsnāmeḥ）と呼ばれるパスポート状の身分証明書投票所に持参し、それによって生年月日を確認の上、投票を行う。二重投票を防ぐため、投票を行うとシェナースナーメにスタンプが押される。イランでは、選挙区あるいは地方行政単位別の選挙人名簿が存在しないため、投票は国内のどこで行ってもよいことになる。しかし、現住所のある選挙区か出身地かのいずれかにおいて投票するのが一般的である。外国に居住しているイラン国民は、大統領選挙に限り、在外公館で投票することができる。その理由は、大統領選挙は候補者が全国共通であるのに対し、その他の3種の選挙では、それぞれの地区において候補者が異なり、在外公館での投票をそれぞれの選挙区での各候補者の得票に加算するのは、手続き的に煩雑であるためであると思われる。

実際の投票手続きは、投票する候補者の名前を投票用紙に記入する形で行なわれる。候補者の名前は、候補者の通称名と候補者としての登録名が異なる場合もあるが（例えばイスラーム左派学生運動出身の改革派国会議員 Meisam Sa`idi の 2000 年選挙時の登録名は、Mohammadreza Sa`idi であった）、通常どちらで記入しても有効となることが多い。確実に期すには、投票所の壁に貼ってある表に記載されている候補者コード（番号）を候補者名に併記することもできる。また最近の選挙では、選挙ポスターやチラシに候補者コード（番号）を明記しているケースが多い。

文盲の選挙人については、投票の際に介添人による代筆も認められている。選挙人は、政党や候補者が印刷して配布したカード状のチラシを投票所に持参し、それから名前やコードを書き移すことも認められている。1 選挙区において複数の議席が争われる場合には、各選挙人が定数分の候補者の名前を書くことになるため（例えばテヘラン区においては、国会選挙では 30 名、専門家会議では 18 名、市評議会では 15 名の名前を書くことになる）、定数分の推薦候補者名が印刷された政党や各種団体のチラシの役割が重要になる。

（ 1 ）大統領選挙（Entekhābāt-e Riyāsat-e Jomhūrī）

大統領（ra`īs-e jomhūr）は、憲法第 114 条の規定により、4 年の任期で国民からの直接選挙によって選出される。継続的な再選は、1 回に限り許される。

大統領の被選挙人資格については、憲法第 115 条および大統領選挙法第 35 条において、（ 1 ）宗教的で、政治的な男性（rajol）であること、（ 2 ）出自的にイラン人であること（īrānī-ye al-asl）、（ 3 ）イラン国籍を所持すること、（ 4 ）実務者および管理職として有能であること、（ 5 ）経歴、誠実さ、怖神態度が真正であること、（ 6 ）敬虔でイラン・イスラーム共和国の諸原則と国家の公式宗派（12 イマームシーア派）の信奉者²である、との 6 条件を備えた者でなければならないと定められている。これには、後述する国会選挙の被選挙人とは異なり、立候補への年齢制限はないが、実務能力規定によって実質的に若年者は、後述する資格審査プロセスにおいて排除される。

選挙の実施主体は内務省内に設置される選挙実施本部（setād-e entekhābāt）と各州内と大使館等の各在外機関に設置される選挙実施委員会（hei`at-e ejrāī）であるが、選挙の具体的なプロセスは全て、監督評議会（Shourā-ye Negahbān）³が各選挙の実施前に選出する中央監督委員会（hei`at-e markazī-ye nezārat）の「監督」下に置かれる。大統領選挙の監督評議会による「監督」義務は、憲法第 99 条および 118 条により定められていたが、中央監督委員会の設置など監督の内容については、1985 年 6 月制定の監督評議会大統領選挙監督法が

定めている。同法は中央監督委員会を、監督評議会メンバーより2名および、監督評議会の絶対多数の支持を得た5名のムスリムから構成されると定めている。

立候補希望者 (dāv-talabān) は、5日間の登録期間内に本人または代理人が、内務省に赴き、記入済みの候補者質問状を出生証明書の写しと写真と共に提出する (大統領選挙法第55条)。立候補にあたって推薦人などを集める必要はないが、各候補者は自らの候補者資格をアピールする書類を添付することができる (同59条)。立候補登録期間終了後、内務省は直ちに提出書類を監督評議会へ提出する (同56条)。監督評議会は、5日から10日以内に候補者資格審査結果を内務省に通知し、内務省がその結果を公表する (同57、58、60条)。

監督評議会の審査で候補者資格が認可された候補は、内務省がそれらの候補者名を発表した日より、投票開始の24時間前まで選挙運動を行う (同66条)。各候補者は、自らのプログラムを周知させるために、国営テレビ・ラジオ局 (IRIB) を利用する機会を均等に与えられる (同65条)。選挙運動期間に、金曜礼拝の説教台や政府機関や財団など公的財産を特定の候補の応援あるいは反対のために用いることは禁止され、その違反は犯罪とみなされる (同68条)。選挙ポスターや告知書などを、信号、病院や学校等の看板、政府機関の看板の上に貼ることは禁止される (同69条)。選挙運動期間中に禁止箇所外にある候補者のポスターを除去すること、候補者やその支持者が他の候補者を誹謗中傷することは禁止される (同70 - 71条)。

大統領は、投票総数の絶対過半数により選出される (憲法第117条)。同条は、第1回投票においていずれの候補も絶対多数を獲得しなかった場合の、上位2候補による第2回投票の規定をも定めているが、現在までのところこの規定の施行が必要とされたことはない。

国民の選挙によって選ばれた大統領を正式に任命することは、憲法第110条第9項の規定により、最高指導者の権限下に置かれている。特に第1期目の選挙 (当選) に関しては、監督評議会の事前資格審査とは独立に、最高指導者もその資格を了承しなければならないとされている。

過去8回の大統領選挙の実施年月、立候補登録者数、最終公認候補者数、総投票数、推定有権者数、投票率、当選者、当選者獲得票数は表1のとおりである。

表 1 革命後イランの大統領選挙

	実施年月	立候補登録者総数	最終公認候補者数	総投票数 (万票)	有権者概数 (万票)	推定投票率 (%)	当選者	当選者獲得票数(万票)
第1期	1980.1	124	8	1415	2000	71	Bani-Sadr	1075
第2期	1981.7	71	4	1457	2000	73	Rajai	1277
第3期	1981.10	45	4	1685	2000	84	Khamenei	1590
第4期	1985.8	50	3	1424	2500	57	Khamenei	1220
第5期	1989.7	80	2	1645	3000	55	Rafsanjani	1555
第6期	1993.6	128	4	1679	3300	51	Rafsanjani	1057
第7期	1997.5	238	4	2908	3700	79	Khatami	2008
第8期	2001.6	817	10	2816	4100	69	Khatami	2166

出典：内務省統計、各種新聞より筆者作成。

2001年6月8日に投票が行なわれた第8期大統領選挙の場合は、5月2日に5日間の立候補登録が始まり、5月6日の登録期間終了までに817名が書類を提出した。翌7日より10日間かけて、監督評議会が立候補者資格審査を行い、16日に資格審査を通過した10名の候補者名が監督評議会より発表された（残りの立候補登録者の内、途中で辞退をした3名を除く804名が無資格と判定された）。その10名には、現職のハータミー大統領以外に、現職副大統領と閣僚各1名、閣僚経験者3名、元副大統領と元国会議員各1名、大学学長と大学教授各1名が含まれていた。各候補者は、19日より6月7日午前9時まで（まる19日間）選挙運動を行った。

6月8日の投票は、全国37,000の投票所で午前9時より、午後7時までの予定で始まったが、（他の多くの選挙の場合と同様に）内務省選挙本部の決定により投票終了時間が延長され、午後9時に投票が締め切られた。投票結果は、翌6月9日中に2816万票全てが開票が終わり、ハータミー候補が2165万票余りを獲得し当選したことが発表された。その後、6月20日に監督評議会が選挙結果を承認し、ハータミー候補の当選が正式に認定された。その後、憲法第110条第9項の規定に基づき、8月2日にハーメネー最高指導者が認証式を執り行い、ハータミー候補が正式に大統領に就任した。

新たな大統領選挙は、憲法第118条の規定に基づき、前大統領の任期終了の少なくとも1ヶ月前までに実施される。大統領は、最高裁により法的責任の違反判決を受けた場合、あるいは議会より不信任決議（憲法第89条により3分の2の議員の不信任投票で成立）を受けた場合には、国益を考慮の上、最高指導者より罷免されることがある（憲法第110条第10項）。大統領が、死亡、罷免、辞任、不在もしくは2ヶ月以上の病気の場合には、最高指

導者の同意の下で、第一副大統領がその職務を代行する。そのような場合は、50日以内に新大統領を選出する選挙が行なわれる(憲法第131条)。1981年7月の第2期大統領選挙は、バニーサドル大統領の国会による不信任決議を受けて、また同年10月の第3期選挙は、ラジャーイー大統領の爆弾テロによる暗殺を受けて、実施された。

(2) 国会選挙 (Entekhābāt-e Majles-e Shourā-ye Eslāmī)

国会議員 (Namāyandgān-e Majles-e Shourā-ye Eslāmī) は憲法第62条および第63条の規程により、4年の任期で、国民からの直接、秘密選挙で選出される。国会選挙は、議会が存在しない期間がないように、各議会の任期終了以前に実施されることが憲法第63条により義務づけられている。国会の解散権や停止権は、憲法においては定められていない。

国会の議員定数は、1979年憲法制定時に270名と定められたが、1990年以降、10年ごとに人口増加等を考慮し最大20名まで増加させることができることが憲法第64条に定められている。これに基づき、2000年の第6期国会選挙より、定員が現在の290名へと増加された。これらの議席は、宗教的少数派に割り当てられている5議席 (ゾロアスター教徒とユダヤ教徒に各1議席、アッシリア教会およびカルディア教会のキリスト教徒に合わせて1議席、アルメニア教会のキリスト教徒が南部と北部で各1議席を割り当てられている) を除いて、国会選挙法が定める全国の各選挙区において選出される。宗教的少数派候補に投票できるのは、それぞれの宗派に属する者のみである。

選挙区は行政区分としての州 (ostān)、市 (shahr)、郡 (shahresān) などの区分に基本的には基づくが、州境をまたいだ選挙区が設定されることもある。各選挙区における議席数は、1人区から数人 (2議席から7議席程度) の小・中選挙区制であるが、首都のテヘランだけは他の選挙区と比較しても多い議席 (30議席) が配分されている。各選挙区の議席数の配分は、基本的には人口に比例するが、政治的な考慮も加味しながら、国会が選挙法の中において規定する。

1999年11月に改定された国会選挙法第28条は、国会議員の被選挙人資格として、以下の7条件を満たすことを義務付けている。(1) イスラームとイラン・イスラーム共和国の聖なる体制への実践的な信仰とコミットメント (e`teqād va eltezām-e `amalī)⁴、(2) イラン国籍、(3) 憲法と「イスラーム法学者の絶対的統治 (velāyat-e motlaqeh-ye faqīh) という進歩的な原則」への揺ぎ無い公言 (ebrāz-e vefā-dārī) (4) 最低でも高卒以降の高等教育機関の終了証書かそれに同等のもの⁵、(5) 該当選挙区で、悪い評判をもっていないこと、(6) 見聞き話すことができる身体的健康、(7) 30歳以上75歳以下であること。

これらの内、第1条件のイスラームに対する「実践的な信仰とコミットメント」は、1984年の改正で加えられたもので⁶、世俗主義者、マルクス主義者、「リベラル派」⁷や王制下での有産階級（地主や高利貸しなど）の排除を念頭においたものであった。また、「イスラーム法学者の絶対的統治原則への忠誠を公言していること」という条件は、1980年選挙法にあった「憲法への忠誠公言」条項に1995年7月の改正で追加されたものである。これらは保守派のナーテグヌーリー師が議長を務めた第4期国会の手によるものであり、後述の監督評議会での資格審査のあり方と関わる、極めて党派的な意図が明白な改正の結果であった。また、かつての「読み書きが十分にできること」という条件（1980年選挙法）が、1999年選挙法より大卒を前提とする現在の条件へと変更され、立候補最低年齢も25歳（1980年選挙法）から26歳（1984年選挙法）へ、さらに30歳（1995年改正法）へと引き上げられ、能力的な意味でも次第に議員資格が厳しくされてきている。第5番目の「選挙区での悪評」条項は、1999年の改正で追加されたが、その背景は不明である。

また大統領・閣僚とその顧問、各省の大臣、次官や局長、州知事などの地方行政単位の長、軍人や情報省員などの公職へ就いている者は、最低でも立候補の3ヶ月前にその職を辞職しなければ、国会議員へ立候補できない。但し、金曜礼拝導師や各州の局長は、それらの公職に就いている場所以外の選挙区での立候補は認められている（選挙法第29条）。

さらに王制下で国会、上院、地方評議会、官製政党（ラスタヒーズ党やイラン・ノヴィーン党）などの議員や党員であったものは、明示的に立候補が禁止されている（同30条）。

国会選挙のための選挙実施本部と中央監督委員会が、前者は内務省、後者は監督評議会の下に設置されることは、大統領選挙の場合と同じである。監督評議会の国会選挙の「監督」義務は、すでに1979年憲法の第99条で規定されていたが、1980年の第1回国会選挙開催時には、まだ監督評議会が発足していなかった。従って1980年の選挙法では、監督協会（*anjoman-e nezārat*）なるものが、各郡や軍区において郡長や郡区長の指揮下（従って内務省の指揮下）に設置されることが規定されていた。

従って現在のような監督評議会の指揮下に、内務省とは別個の中央監督委員会（*hei'at-e markazī-ye nezārat*）を設置することを最初に定めたのは、1980年9月に国会の内務委員会で可決された監督評議会国会選挙監督法であった（同法は1986年に新たに監督法が制定されるまで、時限立法で継続された）。中央監督委員会は監督評議会が絶対多数の議決で選出した5名のムスリムから構成され、この5名のうち最低1名は監督評議会のメンバーが含まれるとしていた（第1条）。同法ではこの中央監督委員会は、内務省の諸措置（*eqdāmāt*）や候補者の資格審査を含む選挙の全ての過程（*marāhel*）に対して監督を行うと明示されて

いた（第3条）。

しかし中央監督委員会が行うその「監督」の性格については、1984年制定の国会選挙法第3条は、「一般的な監督」（nezārat-e `āmm）としていただけであり、立候補登録者の資格審査を含めた選挙手続きの執行はあくまでも内務省にあることが前提とされていた（1980年監督法第12条）。さらに1984年の第2期国会選挙は、保守派のナーテグヌーリー内相が選挙実施本部を統括していたため、内務省と監督評議会との間で対立が生じることはなかった。

しかし1985年に、イスラーム左派急進派のモフタシャミー師が内相に就任すると、保守派は中央監督委員会の役割強化を目指して国会においてラフサンジャーニー議長派（中間派）と共闘し、1986年7月に監督評議会国会選挙監督法を改正した。この中では、立候補者資格の失格には、中央監督委員会の承認を必要とする条項（第5条）などが含まれていた。

さらに、ポスト・ホメイニー期の国内政治プロセスにおいてラフサンジャーニー政権とイスラーム左派急進派が多数派を占める国会が全面的に対立をしていた1991年5月に、監督評議会が憲法第98条で定められている自らの憲法解釈権限を行使し、憲法第99条で定められている監督評議会の各種選挙に対する監督は、「審認的監督」（nezārat-e estesvābī）であるとの新解釈を発表した。これは監督評議会が、憲法64条で国会に与えられている選挙法制定権限を、自らに与えられている憲法解釈権を行使して強引に乗り越えたものであった。具体的には、上述の1984年国会選挙法で規定されていた、中央監督委員会の監督は「一般的な監督」（nezārat-e `āmm）であるとの規定を乗り越え、「審認的監督」という新しい概念でもって、「選挙に関わるあらゆるプロセスにおいて監督委員会が承認していないものは全て無効」との積極的「監督」の姿勢を打ち出したものであった。この新解釈は、各候補者の資格審査や選挙結果の判定を含む内務省の選挙に関する全ての判断を、監督委員会が覆すことができるとの意味合いを持つものであり、それ以降のイランの選挙制度に大きく影響を与えるものとなった。

この新たな法的根拠を積極的に活用し、1992年の第4期選挙より、全ての国会議員立候補登録者の個別事前審査を中央監督委員会が行うことになり⁸、第4期選挙では立候補登録者全体の35%に相当する1060名が、また1996年の第5期では40%弱に相当する2089人が失格処分とされた（表2参照）。これらの事前審査で失格とされた者は、イスラーム左派の現職議員や「リベラル派」の元議員が多数含まれており⁹、保守派が牛耳る監督評議会の明らかな党派的行動として批判されたが、そのまま実行された。さらに保守派が多数派を占めていた第4期国会は、1995年7月に国会選挙法を一部改正し、第3条において、憲法擁護評

議会の国会選挙に対する監督は「審認的」および「一般的」なものであると明示させた。

表2 革命後イランの国会選挙（第1回投票）

選挙	実施年月	議席数	立候補 登録者数	資格審査通 過候補者数	投票資格 最低年齢	総投票数 (万人)	推定総権者数 (万人)	推定投票率 (%)
第1期	1980.3	270	2000+	(2000?)	16	1087	2000	54
第2期	1984.4	270	1584	(1400?)	15	1582	2400	66
第3期	1988.4	270	2001	1615	15	1671	2800	60
第4期	1992.4	270	3150	2050	15	1877	3200	59
第5期	1996.3	270	5365	3276	15	2472	3600	69
第6期	2000.2	290	6860	6083	16	2667	3900	68

典拠：イラン統計局、内務省ほかのデータをもとに筆者作成。

国会選挙も必要に応じて2度に亘って投票を行う制度を取っており、第1回投票において当選するためには、候補者は各選挙区における総投票数の最低4分の1を獲得していなければならない（1999年選挙法第8条、2000年1月改正）。第1期から第3期選挙までは、総投票数の絶対過半数を獲得しなければ第1回投票で当選することはできないとされていた。しかしながら第1回投票で当選できる候補者が減少する傾向があったため、第4期選挙より総投票数の3分の1以上へと条件が緩和されていた。それでも例えば、1996年の第5期国会選挙では、30人区のテヘラン市においては、第1回投票では現職議長のナーテグヌーリーとラフサンジャーニー大統領（当時）の次女で新人のファーエゼ・ハーシェミーの2名のみがこの条件を満たし、残りの28議席は第2回投票へと回された。従って2000年の第6回国会選挙からはさらに条件を緩め、総投票数の4分の1が最低条件とされている。

第2回投票と補欠選挙では、相対多数を獲得した候補が順に当選する。第2回投票は、未確定議席数の2倍の数の上位候補の間で争われる。通常、第2回投票と補欠選挙は、第1回選挙と比べ大幅に投票数が落ち込む。例えば、テヘラン区の場合、第1回投票では通常、総投票数が200万台の後半に達するため、現在の条件では七十数万票以上獲得しなければ、第2回投票に回されるが、テヘラン区における第2回投票や補欠選挙の当選者は通常10万票未満（例えば7万票程度）で当選が決まる。

第6期国会選挙は、2000年の2月18日に第1回投票が行なわれた。上述のとおりこの選挙より20議席分定数が増加されたため、全290議席が全国220の選挙区で争われた。立候補者の登録は、1999年12月11日から17日の一週間の期間中に行なわれ、史上最多の6860名（うち女性が504名）が各選挙区の選挙実施委員会で登録を行った。その後、実施委員会で書類の確認を行い、学位等の条件を満たしていない者を除いて全ての登録者の書類を監督評議会へ引き渡した。監督評議会では中央監督委員会での資格審査を経て、2000年2月8日に

登録者の9割近くに相当する6083名の立候補資格を認定した。前2回よりも大幅に減少した失格者(576名)の中には、イラン自由運動のメンバーやIRMOのハーシム・アーガージェリーや、独立系改革派のハミードレザー・ジャラーイーブルなどが含まれていた。しかし1992年の以来一貫して失格とされていたキャルービー元国会議長、モシュタシャミー元内相・議員、ベフザード・ナバヴィ元重工業相や、モフセン・ミールダーマディやモハンマドレザー・ハータミーなどIIPF発起メンバーなど、イスラーム左派系改革派が多数含まれていたことが注目された。

選挙運動は、資格認定の最終結果が発表された2日後の2月10日より1週間行なわれ、18日に投票が行なわれた。投票資格最低年齢が16歳に引き上げられたものの、若年人口の増加により前回よりも300万人ほど増えた有権者の約68%にあたる2667万人が投票に赴いた。しかし首都テヘランでは、投票率は57%と有権者の盛り上がりは1997年の大統領選挙よりもかなり低調であった。

選挙結果は、最低当選ラインの低下もあり、第1回投票で宗教的少数派の5議席を除く285議席中、220議席が決定した。そのうち現職の再選は58議席に留まり、再選を目指した議員の7割以上が落選する結果となった。

第2回投票は5月5日に実施されたが、後述するとおり第1回投票の開票の再集計が行なわれたテヘラン区だけはその結果が長い間定まらず、結局6月30日に第2回投票が行なわれた。

最終的に宗教的少数派を除いた285議席中、現職議員の再選は65名(22%)で、4名の元議員を除く216名が全くの初当選であった。さらに宗教的少数派の5名の当選議員も全員新人であった。全体としては、世代交代が進み(30代後半から50代前半が中心)、4人に3人が新人で、改革派と独立系をあわせて200議席余りと改革派が多数派を占めることとなった。

監督評議会は、内務省指揮下の選挙実施本部が第1回投票で当選を認定した220名の内、10選挙区の投票を無効とし、その結果12名分の当選が取り消された。さらに別の2選挙区において、改革派候補の当選を無効とし、次点の保守派候補を繰り上げ当選とした。テヘラン区では、監督評議会が内務省が発表した開票結果を承認せず、3ヶ月に亘って再集計を繰り返させた。最終的に、5月18日になってハーメネイー最高指導者が再集計の打ち切りを指示し、監督委員会が投票総数の24%にあたる72万票を無効とした上で、5月20日に結果を公表した。その結果、2月26日の内務省発表で30位であったラフサンジャーニー前大統領が20位に躍進しており、28位であった独立系ジャーナリストのアリーレザー・ラジャーイーが落選、33位であった保守派のハッダード・アーデルが28位で当選とされた。

残り2議席は、規定の獲得票数（4分の1）に満たないとし、第2回投票へと回された。しかし監督評議会の発表に対し批判が集中し、5日後の25日にラフサンジャーニー師は、議席放棄を発表した。第6期国会は5月27日に召集され、テヘランでの第2回投票後も13議席が欠員のままスタートした。

2. イラン・イスラーム共和制における選挙制度の総括

前節冒頭で述べたとおり、イラン・イスラーム共和国ではこれまで22回の普通選挙が行なわれてきており、有権者人口の絶対数の大きさとその参加の規模をも考慮すると、1979年のイスラーム共和国体制成立以来、選挙という政治・社会期制度はイラン社会に完全に根付いてきているといえる。

その一方で、直接選挙で選出される最高の公職である大統領の上に最高指導者が存在し、その権限と独自の任免権の強大さと、最高指導者に任期が存在しないこともあり、選挙を通じた国民主権の実効的制度化が、制限されている側面があることも事実である。

図1に示されているとおり、最高指導者は司法府長官、監督評議会のイスラーム法学者委員（6名）、公益評議会委員のうち三権の長など職権で参加する者を除く個人委員、国軍、革命ガード、警察機構のトップ、金曜礼拝導師などを直接任命し、指揮下に置いている。

指導部専門家会議は、8年間の任期で国民の投票によって選出されるが、立候補資格がムジュタヒド・レベルのイスラーム法学者に限定されていることに加え、監督評議会による資格審査が厳しく行なわれるため、各選挙区における候補者間の競争がほとんどない、見かけ上の「選挙」にすぎなくなっている。また、最高指導者を新たに選出する場合は、専門家会議の手に委ねられるが、その選出の法的意味合いおよび実態は、「選挙」(entekhāb)というより「選任」(ta'yīn)に近く（憲法第107条では両方の用語が使われており曖昧さが残っている）、最高指導者が国民からの「間接的な選挙」で選ばれているとの言説には、実体性が乏しい¹⁰。

さらに国民からの直接選挙で選ばれる国会議員と大統領についても、上で考察したとおり、監督評議会の資格審査制度でもって、立候補に厳しい制限が課されており、政治信条や宗教的態度によっては、立候補資格を事実上「剥奪」されている国民が多数存在していることも事実である。

それにもかかわらず、1997年の第7期大統領選挙や2000年の第6期国会選挙、さらに1999年2月に初めて実施された市・村評議会選挙のように、極めて多数の国民が参加し、結果的にある種の「民意」が、選挙を通じて政治プロセスに反映されてきていることの重要

性を見逃すべきではないと結論づけられる。

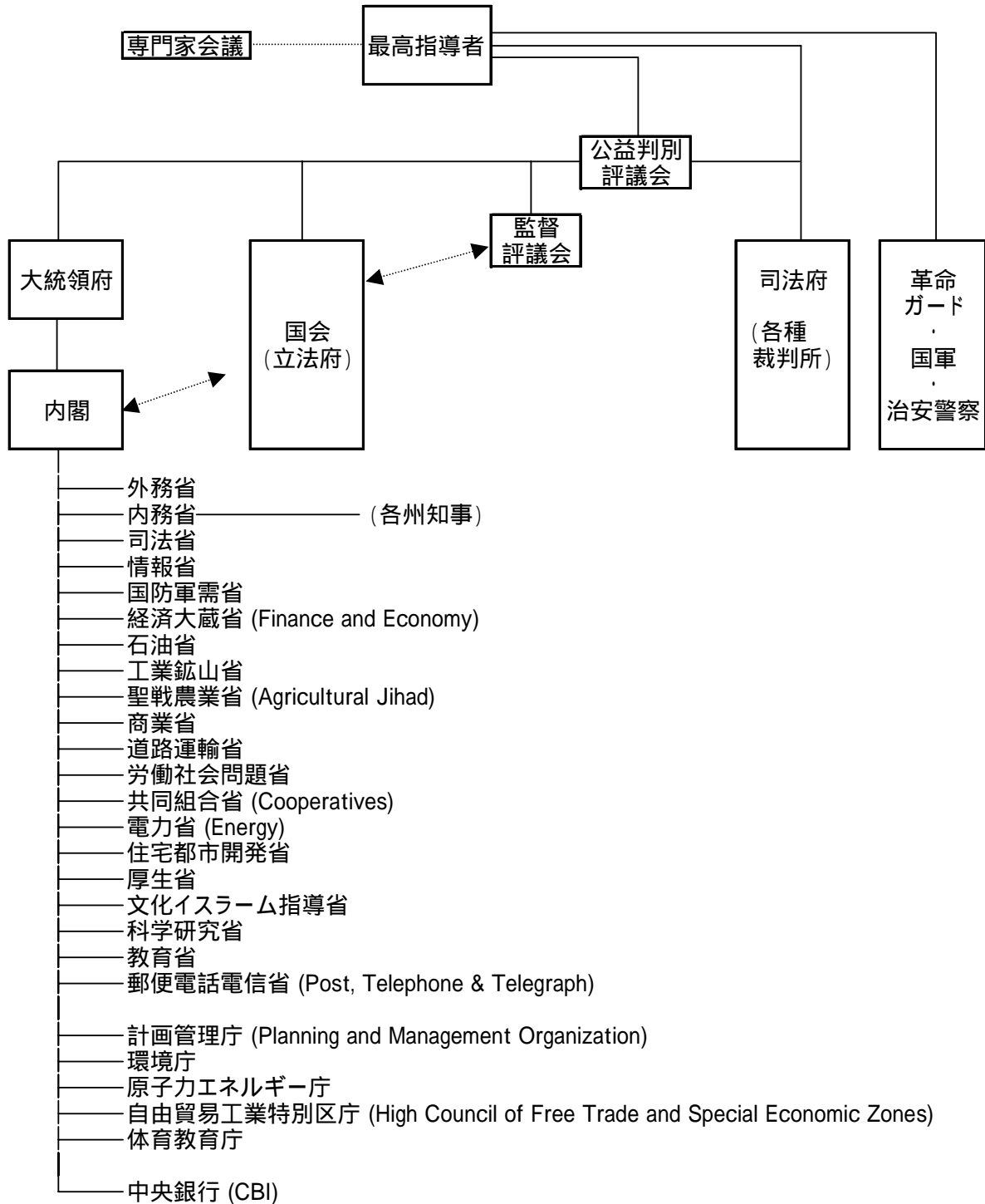


図1 イランの中央政府機構

注

- 1 革命後イランの政党制度の変遷とその評価、並びに個別の政党および政治団体については、付表1および2、ならびに松永2002および富田1997を参照ありたい。
- 2 従ってスンナ派ムスリム並びに非ムスリム（ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒、各種キリスト教徒）は除外されている。
- 3 Shourā-ye Negahbānは、日本では護憲評議会（あるいは憲法擁護評議会）と訳されることが多いが、誤訳であるので、本論では原語どおり「監督評議会」（Guardian Council）で統一する。尚、ネギャフバーンとは、管理（監督）人・お目付け役という意味である。
- 4 宗教的少数派の場合は、それぞれの宗教への信仰が義務とされる（選挙法第28条注記1）。
- 5 但し、過去に（イスラーム共和国下で）議員歴のあるものは除くとの付帯条項あり。従って、元議員は中卒でも立候補可能。「同等のもの」の部分は、イスラーム神学校（houze-ye `elmīyeh）の中程度（sath）を修了したHojjat al-Islāmは、大卒と同程度と見なされているため。
- 6 1980年選挙法では、「イスラーム共和制に対する信奉（e`teqād）」となっていた。
- 7 世俗主義的ナショナリストも含むが、主にパーザルガーンなど「イラン自由運動」のメンバーや、アアザム・タレガーニー、ハビーボッラー・ペイマーンなど、ナショナリスト系の非ホメイニー派・穏健イスラミストをさす。
- 8 第3期選挙の資格審査は内務省が担当していた。
- 9 第4期、第5期選挙時の事前審査では、失格の理由を明示する必要はなかったため、立候補を妨げられたものはその理由さえ通知されなかった。第6期選挙では、法および文書に基づく失格理由の存在が法律で義務付けられた（1999年選挙法第50条注記）こともあり、失格者総数は600名弱と大幅に減少した（表2）。
- 10 これについては、松永2001dを参照ありたい。

付表1 ハータミー政権下のイランにおける主要政党・政治団体

名 称	設立年	認可	代 表 者	傾 向
闘う聖職者協会 (JRM)	1977	--	Mohammad-Reza Mahdavi-Kani	右派・保守派
イスラーム連合協会 (Mo'talefeh)	pre-79	1990	Habibollah Asgarouladi	右派・保守派
イスラーム・エンジニア協会		1991	Mohammad-Reza Bahonar	保守派
闘う聖職者集団 (MRM)	1988	1989	Mehdi Karrubi	左派
イスラーム革命モジャーヘディーン機構 (IRMO)	1991	1991	Mohammad Salamati	左派・改革派
イスラーム・イラン参加戦線 (IIPF)	1998	1999	Mohammad-Reza Khatami	左派・改革派
統一強化事務所 (UCO)	1979		(テヘラン諸大学学生イスラーム協会)	左派・改革派
イマーム路線勢力集団			S. Hadi Khamenei	左派・改革派
建設の幹部党(ECP)	1996	1999	Gholam-Hossein Karbaschi	現実派・改革派
大学教官イスラーム協会		1991	Najafqoli Habibi	左派・改革派
イスラーム・イラン連帯党 (Hambastegi)	1998	1998	Mohammad-Reza Rahchamani	改革派
寛容と発展党	1999		Mohammad-Baqer Noubakht	現実派・保守派
イラン国民の意思党	2001		Ahmad Hakimipour	改革派
イスラーム労働党 (労働の家)		1999/ 1992	Abolqasem Sarhardizadeh	左派・現実派
イスラーム共和国女性協会		1989	Zahra Mostafavi	(混合)
イスラーム革命女性協会		1992	A`zam Taleqani	リベラル
イラン自由運動	pre-79	--	Ebrahim Yazdi	リベラル

出典：筆者作成

付表2 ハータミー政権下の主要改革派政治グループ

<p>イスラーム・イラン参加戦線 (IIPF)</p>	<p>1997年の大統領選挙時にハータミー候補の選挙本部の中心となった若手の左派系活動家が1998年12月に旗揚げしたハータミー派の政党。アブディ、ミールダーマーディー、ハッジャーリアーンなど学生運動出身の者が多く、そのメンバーのほとんどが非聖職者。2000年7月にレザー・ハータミー議員を事務総長に選出。</p>
<p>イスラーム革命モジャーヘディーン機構 (IRMO)</p>	<p>ベフザード・ナバヴィーとモハンマド・サラマティーを中心に1991年に再結成された非聖職者の左派系活動家の組織。人脈的にも政治目標的にもIIPFと深く繋がっており、共にハータミー系改革派の中核を構成している。</p>
<p>テヘラン闘う聖職者集団 (MRM)</p>	<p>1988年に、テヘラン闘う聖職者協会 (JRM) から分かれたイスラーム左派系聖職者の集まり。メフディー・キャッルービー師が事務総長。ハータミー大統領も創設メンバーの一人。IIPF・IRMO等非聖職者の改革派勢力とは路線の違いも見られる。</p>
<p>建設の幹部党 (ECP)</p>	<p>1996年の第5期国会選挙直前に当時のラフサンジャーニー内閣の閣僚を中心に結成された政治グループ。ラフサンジャーニー師との人的繋がりや外資導入による経済発展を目指す現実路線が特徴。キャルバスチー前テヘラン市長が事務総長を務める。第6期国会内では勢力を減らしたが、それでも議長団に幹部を2名送り込んでいる。</p>

出典：松永「第6期国会選挙後のイラン内政」アジア経済研究所、2001年、p. 19.

参照文献

1. 法律

Qānūn-e Asāsī-ye Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān. (イラン・イスラーム共和国憲法。1979年制定、1989年一部改定)

Lāyeheh-ye Qānūn-e Entekhābāt-e Majles-e Shourā-ye Eslāmī, 1358.11.17. (革命後最初の国会選挙法。イスラーム革命評議会によって第1期国会選挙前の1980年2月に制定)

Qānūn-e Entekhābāt-e Majles-e Shourā-ye Eslāmī, 1362.12.9. (第2期国会選挙前の1985年2月に制定された国会選挙法)

Qānūn-e Entekhābāt-e Majles-e Shourā-ye Eslāmī, 1378.9.7. (第6期国会選挙前の1999年11月に改定された国会選挙法)

Qānūn-e Entekhābāt-e Riyāsāt-e Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān. 1374.4.5. (第4期大統領選挙前の1985年6月に改定された大統領選挙法)

Qānūn-e Nezārat-e Shourā-ye Negahbān bar Entekhābāt-e Majles-e Shourā-ye Eslāmī. 1359.7.2. (1980年9月に国会内務委員会で制定された監督評議会国会選挙監督法)

Qānūn-e Nezārat-e Shourā-ye Negahbān bar Entekhābāt-e Riyāsāt-e Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān. 1364.4.4. (1985年6月に制定された監督評議会大統領選挙監督法)

Qānūn-e Nezārat-e Shourā-ye Negahbān bar Entekhābāt-e Majles-e Shourā-ye Eslāmī. 1365.5.9. (1986年7月に改正された監督評議会国会選挙監督法)

2. 研究書・論文

Adelkhah, Fariba. 2000. *Being Modern in Iran*. New York: Columbia University Press.

Baktiari, Bahman. 1996. *Parliamentary Politics in Revolutionary Iran*. Gainesville, FL: University Press of Florida.

Sa'eli, Majid. 1999. *Seir-e Tahavvol-e Qavānīn-e Entekhābātī-ye Majles dar Īrān*. Tehran: Markaz-e Esnad-e Enqelab-e Eslami.

Schirazi, Asghar. 1997. *The Constitution of Iran: Politics and the State in the Islamic Republic*. London: I.B. Tauris.

富田健次 1997 「イラン」、日本国際問題研究所 『中東諸国における民主化と政党・政治

- 組織の研究』(平成8年度自主研究報告書) 71-90.
- 松永泰行1999「ホメイニー師以後のヴェラーヤテ・ファギーフ論の発展とそれを巡る論争」、『オリエント』第42巻第2号、61-79.
- 松永泰行2000「第6期国会選挙後のイラン内政の現状と今後の展望」、『中東研究』 460 (2000年3月)、2-12.
- 松永泰行 2001a「第6期国会選挙後のイラン内政、対外経済関係、対GCC関係」、福田安志編『原油価格変動下の湾岸産油国情勢』(アジア経済研究所) 15-36.
- 松永泰行 20001b「イラン大統領選結果が意味するもの」、『世界週報』82, 25 (7月3日号) 22-25.
- 松永泰行 2001c「ハタミ・イラン大統領再選と「改革」の行方」、『世界』691 (8月号) 30-33.
- 松永泰行 2001d「イスラーム政体における「統治の正当性」の問題に関する現代イラン的展開」、『オリエント』第44巻第2号、87-103.
- 松永泰行2002.「イスラーム体制下における宗教と政党 イラン・イスラーム共和国の場合」日本比較政治学会編『現代の宗教と政党 比較の中のイスラーム』(早稲田大学出版部)所収(印刷中).